

尾道市消防局  
消防用設備等検査基準

令和8年2月1日

## 目 次

### **第1章 総則**

- 第1 目的
- 第2 用語
- 第3 施行期日等
- 第4 改正経過

### **第2章 通則**

- 第1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い
- 第2 消防用設備等の設置単位
- 第3 無窓階の取扱い
- 第4 収容人員の算定
- 第5 電気設備及び火気使用設備に関する取扱い
- 第6 機械式駐車装置の取扱い
- 第7 水噴霧消火設備等の設置に関する取扱い
- 第8 内装制限の取扱い
- 第9 防炎防火対象物及び防炎物品に関する取扱い

### **第3章 消防用設備等の技術基準**

#### **第1節 総論**

#### **第2節 各論**

- 第1 消火器具
- 第2 屋内消火栓設備
- 第2の2 パッケージ型消火設備
- 第3 スプリンクラー設備
- 第3の2 パッケージ型自動消火設備
- 第4 水噴霧消火設備
- 第5 泡消火設備
- 第6 不活性ガス消火設備
- 第7 ハロゲン化物消火設備
- 第8 粉末消火設備
- 第9 屋外消火栓設備
- 第10 動力消防ポンプ設備
- 第11 自動火災報知設備
- 第12 ガス漏れ火災警報設備
- 第13 漏電火災警報器
- 第14 火災通報装置
- 第15 非常警報設備
- 第16 避難器具
- 第17 誘導灯及び誘導標識
- 第18 消防水
- 第19 排煙設備
- 第20 連結散水設備
- 第21 連結送水管
- 第22 非常コンセント設備
- 第23 無線通信補助設備
- 第24 非常電源
- 第25 総合操作盤
- 第26 標識